

# 門真市初 要配慮者利用施設で「避難確保計画」を作成

逃げ遅れゼロのまち

～淀川河川事務所と門真市が連携し病院を支援～【逃げ遅れゼロのまち-第3弾-】



(病院職員への支援状況)



(市役所へ計画書を提出)

- 水防法の改正により、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は避難確保計画の作成が義務化されていますが、全国で作成の進捗が伸び悩んでいます。
- 淀川河川事務所と門真市役所が連携し、要配慮者利用施設が作成する計画の作成を支援したことで、門真市内の避難確保計画作成「第1号」が実現しました。
- 今回の支援がきっかけとなり、市内の複数の施設でも計画作成の取組みが始まっています。今後も避難体制強化に向けて関係機関が連携し支援します。

## 支援内容の一例

みどり診療所を訪問し、河川事務所が「制度の概要及び浸水リスク」を、市役所が「避難の基礎及び指定避難所」を連携し説明しました。3者で水害への備えについて避難のタイミング等を話し合いながら、記載事項を確認のうえ計画書を整えました。



・洪水ハザードマップで指定避難所を指導



・想定浸水位を提示し病院が浸水位を掲示



・避難経路(注意箇所)での介助方法を確認



・備蓄資材(土のう等)の配備状況を確認

### 【実施概要】

実施期間：平成30年12月12日～28日(作成日:12月28日)  
対象施設：けいはん医療生活協同組合 みどり診療所(病院)  
支援内容：水防法第15条の3に基づく避難確保計画作成の支援  
支援機関：淀川河川事務所・門真市

### 【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局  
淀川河川事務所 調査課

〒573-1191枚方市新町2-2-10  
TEL 072-843-2861

